

令和3年3月15日

特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク  
理事長 山口益弘 殿

〒158-0097  
株式会社悠優コスメティクス  
代表者 代表取締役 鈴木亮市

## 回 答 書

本年2月18日付けの貴法人からの申入書に対しまして、下記のとおり回答させていただきます。

### 記

#### 第1 定期購入の解約について

ご指摘いただいた規約については、現行のものと異なっております。当社は、国民生活センターのご指導の下、解約方法について、FAXでも受付を行っております。また、電話やメールでも解約の連絡をお受けしております。

また、解約方法につきましては、契約前にご理解いただけるよう、十分なお説明を行っております。

なお、身分証明書の提示につきましては、情報商材により転売の指南が行われており、組織的な転売により、多額の損害が生じております。そのような不正な注文に対するやむを得ない対応であることに尽きましては、ご理解賜りたく存じます。

#### 第2 免責について

ご指摘を踏まえまして、第10条（免責）につきましては、削除いたします。

### 第3 規約の改定について

ご指摘を踏まえまして、第12条を以下のとおり修正したいと考えております。

#### 第12条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第584条の4の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
  - (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき
  - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、本サービス上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後にユーザーが本サービスを利用した場合又は当社所定の期間内にユーザーが解約の手続を取らなかった場合、当該ユーザーは本規約の変更に同意したものとします。

### 第4 管轄裁判所

ご要望には応じかねますので悪しからずご了承ください。